

許可申請要項 (土地区画整理法第76条第1項)

○提出部数 正・副 各1部A4版フラットファイル綴り

正 : 市控用

副 : 申請者控用(正本の写し) ※ 製本(例)参照

1. 申請及び添付書類

(1) 許可申請書(様式第1号)

・申請者の自筆及び押印(実印)

(2) 委任状

・申請者の自筆及び押印(実印)

(3) 土地登記簿謄本(全部事項証明書、原本添付、保留地の場合は保留地証明書)

・申請書提出前3ヶ月以内に発行されたもので、法務局の登記官が発行したもの

(4) 誓約書

・申請者の自筆及び押印(実印)

(5) 借地承諾(証明)書/(借地の場合)

・土地名義人・借地人全員の自筆及び承諾印(実印)

(6) 土地共有承諾書/(土地が共有名義の場合)

・土地共有者全員の自筆及び承諾印(実印)

(7) 同意書/画地(仮換地)が未確定地で境界沿い若しくは境界より越境(芯積)して
工作物(CB等)を設置する場合、又は画地(仮換地)が確定していて境界より越境(芯積)
して工作物(CB等)を設置する場合

・土地所有者の自筆及び押印(実印)

・隣接土地所有者全員の自筆及び承諾印(認印)

(8) 印鑑登録証明書(原本添付)/(申請者・土地名義人・借地人・土地共有者)

・申請書提出前3ヶ月以内に発行されたもの

(9) 仮換地証明書

・原則添付(市施行地区を除く)

(10) 申請場所写真

・2~4方向以上(敷地全体+各方向、土地境界刻み等)

(11) 図面等(図面は縮尺、方位等を表示し、A3版で作成)

①付近見取り図

・方位、道路、行為地について目標となる建物等を明示

②配置図

・縮尺、方位、道路(行為地に面する道路(車道又は歩行者専用道路等含む))、敷地境界の明示

・敷地境界に隣接する既設塀及び新設塀を明示

・道路幅員並びに敷地境界線と境界から建築物の最先端までの距離及び排水処理計画を明示

③求積図

- ・敷地面積（三斜求積、座標求積どちらでも可）、建築面積、述べ床面積の算出根拠

④各階平面図

- ・1階平面図に敷地境界線と境界から建築物の最先端までの距離を明示

⑤立面図・断面図

- ・立面図は東西南北各面。境界線を明示し、建築物の最先端から敷地境界までの距離を明示
- ・敷地境界沿いに隣接する既設塀等及び新設塀を明示

⑥基礎伏図

- ・敷地境界線を明示し、基礎の最先端から敷地境界までの距離を明示

⑦土地の縦・横断面図

- ・材質変更の土地平面図及び縦・横断面図（縮尺及び行為前後（現況地盤及び計画地盤）の土地の形状が判断できるよう明示）

⑧その他

- ・市長が必要と認める図面等

(12) 完了届

- ・許可を受け工事が完了した場合は、申請者は速やかに建築物の最先端から敷地境界までの距離が確認できる写真を添えて市長に完了届を提出する

(13) 取り下げ、取り止め、変更等

- ①取下げ書／法第76条許可申請後、許可書を交付する前に取り下げを行う場合には、申請者は取下げ書を市長に提出する
- ②取止め書／許可書を交付後、取り止める場合には、申請者は取止め書を市長に提出する
- ③変更届／許可内容に変更が生じた場合は、申請者は変更図書を添えて速やかに市長に変更届を提出する

※注1 画地確定測量が完了していない街区においては、建築物の最先端及び最外部より仮換地境界線まで50cm以上離すこと（画地確定の詳細は区画整理課へ確認ください）

※注2 (11) ②④⑤⑥の下線の距離については仮換地未指定区域の場合、従前地及び仮換地予定地の境界を明示し、建築物の最先端及び最外部と最も接近する距離とする
尚、美里第二地区以外の地区の申請について許可申請書の「その他必要な事項」の欄に当該距離の最小値と計画地盤高を記載すること

※注3 売買を目的として、複数の対象行為を同一画地或いは複数の画地に跨って建築を行う場合は、各々の対象行為が「注1」の条件を満たすことを原則とする

※注4 建築確認を要する行為の許可申請は、建築確認申請と同一の図面を提出すること

※注5 申請書及び添付書類（図面を除く）はボールペンで記入（消えるボールペンは不可）する
また、訂正は、修正液やスナ消しでの使用は不可。訂正が生じた場合は、二重線で訂正前の文字がわかるようにする上で、申請書の実印又は委任者印を押し訂正を行う
また、図面の訂正については差替えで対応する。

※注6 申請予定地が歩行者専用道路に隣接している場合は、添付書類の追加があるので申請前にお問い合わせすること

用語の定義

この許可申請要項において「**行為地**」とは、当該許可を受けようとする仮換地予定地又は仮換地の底地となる土地をいう

この許可申請要項において「**行為面積**」とは、当該許可を受けようとする仮換地予定地又は仮換地の面積をいう

この許可申請要項において「**新築**」とは、建築物が建っていない敷地、若しくは建築物を除却した後に変更となった状態の敷地に各種関係法令において適法な建築物を建てる行為をいう

この許可申請要項において「**改築**」とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいう

この許可申請要項において「**増築**」とは、既存の建築物に建て増しを行い、床面積を増やす行為や同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する行為をいう

この許可申請要項において、「**移転**」とは、同一の敷地内の別の位置に移す行為をいう

この許可申請要項において、「**建築物**」とは、建築基準法第二条第1項の用語に準ずるものとする

申請から許可までの期間

受付から許可までは、約2週間

(但し、審査にて修正等が発生した場合は、上記約2週間に含まない)